

平成 13 年 12 月 10 日制定  
平成 15 年 3 月 4 日変更(い)  
平成 17 年 3 月 31 日変更(ろ)  
平成 19 年 6 月 20 日変更(は)  
平成 27 年 6 月 1 日変更(に)

## 建築基準法施行規則第一条の三第一項第一号イ、同号ロ（１） 及び同号ロ（２）の認定に係る性能評価業務方法書 （鉄骨造、アルミニウム合金造等の建築物又はその部分）

### 第 1 条 適用範囲

- (1) 本業務方法書は、建築基準法施行規則（以下「施行規則」という。）第一条の三第一項第一号イ、同号ロ（１）及び同号ロ（２）の認定（鉄骨造、アルミニウム合金造等の建築物又はその部分（以下「建築物等」という。）のうち、建築基準法（以下「法」という。）第二十条第一項第二号に規定する構造方法に該当しない建築物等（ただし、法第六十八条の二十五の構造方法等の認定が必要なものはその認定を受けたものに限る。）に係るもので、当該認定に係る構造の建築物等について、施行規則第一条の三第一項第一号イ、同号ロ（１）及び同号ロ（２）の規定に基づき、確認申請書に添える図書から除くものとして、同号イに規定する表一の（は）項に掲げる図書、同号ロ（１）に規定する表二の（一）項の（ろ）欄に掲げる図書及び表五の（三）項の（ろ）欄に掲げる図書並びに同号ロ（２）の規定に基づき、表三の各項の（ろ）欄及び表五の（二）項の（ろ）欄に掲げる構造計算書並びに表三の各項の（ろ）欄に掲げる構造計算書に準ずるものとして国土交通大臣が定めるものに代えるものとして、当該構造であることを確かめることができる構造計算の計算書を指定するものに限る。ただし、平成十三年国土交通省告示第千百十三号第六第一号に規定される、基礎ぐいの許容支持力を定める際に求める長期並びに短期に生ずる力に対する地盤の許容支持力として同号の表中に掲げる式の $\alpha$ 、 $\beta$ 及び $\gamma$ の数値を定める部分は除く。）に係る性能評価に適用する。（ろ）（は）（に）
- (2) 本性能評価は、次の要件を満たす認定に係る建築物等の構造の内容（構造概要、構造方法の構成、適用範囲、構造耐力上主要な部分に使用する材料の規格等、平面・立面計画基準、基礎、耐力壁及び床等構造要素の仕様と配置ルール等、構造詳細図及びスパン表等）（以下「別添 1」という。）及び構造設計チェックシート（以下「別添 2」という。）を対象として実施する。（は）（に）
- 1) 適用範囲が限定されていること。
  - 2) 構造耐力上主要な部分に使用する部材の材質、規格、形状及び寸法が全て特定されていること。
  - 3) 建築基準法施行令（以下「令」という。）第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等に安全性を確かめることができるものであること。（に）
  - 4) 平面計画及び立面計画について、確認申請図書との照合が容易に行えるものであること。
  - 5) 軸組、耐力壁及び小屋組等の配置ルール並びにそれらに用いる部材の組み合わせルールが明確に定められていること。
  - 6) 法第六条の確認における審査の方法が分かり易く、審査事項の数が適切であること。（に）
- (3) 本性能評価は、次に示す「建築物等」の構造形式、モジュール、階数及び構造計算に用いる荷重及び外力等により区分するものとする。ただし、申請に係る建築物等の構造計

算を下記3)、4)によらず、適切に場合分けして行う場合には、当該場合分けにより区分することができる。

- 1) 構造形式
- 2) モジュール
- 3) 階数
- 4) 構造計算に用いる荷重及び外力（積載荷重、垂直積雪量と積雪の単位荷重との組み合わせ、基準風速と地表面粗度区分との組み合わせ、地震地域係数等）
- 5) その他

## 第2条 性能評価用提出図書

性能評価用提出図書は以下の通りとする。(1)項以外の様式その他については別に定める申請要領によることとする。(は)

- (1) 性能評価申請書 (BF01-01)
- (2) 建築物等の各種標準図面（施行規則第一条の三第一項第一号イに規定する表一の（い）項に掲げる各階平面図、同表の（ろ）項に掲げる立面図及び断面図並びに同号ロ（1）に規定する表二の（一）項の（ろ）欄に掲げる各階平面図、立面図、断面図及び軸組図）（は）
- (3) 別添1（に）
- (4) 別添2（に）
- (5) 構造検討書（荷重及び外力の設定、構造耐力上主要な部分に使用する材料の仕様（必要に応じて製造仕様の概要）、構造設計フロー、構造要素・接合部の性能、偏心の影響、部分的な検討及びその他特別な検討）
- (6) 試験報告書
- (7) 構造方法等の認定に係る国土交通大臣の認定書の写し（法第二十条第一号、法第三十七条第二号、令第六十七条第一項、令第六十七条第二項又は令第六十八条第三項の認定書等）（ろ）（は）
- (8) その他

## 第3条 評価方法

- (1) 評価の実施
  - 1) 評価員は、第2条に定める図書を用い(2)項に示す評価基準に従い評価を行う。
  - 2) 評価員は、評価上必要があるときは、性能評価用提出図書について申請者に説明を求めるものとする。
  - 3) 評価員は、評価上必要があるときは、構造試験等に立ち会うことができるものとする。
- (2) 評価基準
  - 1) 別添1及び当該別添1の安全性を確かめるために行った構造計算の適合性について評価を行う。（に）

### 【判定基準】

第1条(3)項の区分により、別添1における適用範囲及び各種仕様（構造耐力上主要な部分に使用する材料の規格等、平面・立面計画基準、基礎、耐力壁及び床等構造要素の仕様と配置ルール等）が適切に示されており、法第二十条及びこれに基づく命令の該当部分に適合していること。（ただし、平成十三年国土交通省告示第千百十三号第六第一号に規定される、基礎ぐいの許容支持力を定める際に求める長期並びに短期に生ずる力に対する地盤の許容支持力として同号の表中に掲げる式の $\alpha$ 、 $\beta$ 及び $\gamma$ の数値を定める部分に関する判定は除く。）なお、構造計算に用いる諸数値、構造計算に用いる計算式等は、建築基準法令、告示、それらに基づく技術的助言又は(社)日本建築学会等発行の下記諸規準等に示されたものであること。その他、建築物等の保有水平耐力及び部材の許容耐力等の評価については別記によることができる。（は）（に）

- ・限界耐力計算法の計算例とその解説 <国土交通省住宅局建築指導課、国土交通省建築研究所、(財)日本建築センター、(社)建築研究振興協会>
- ・建築物の構造関係技術基準解説書 <国土交通省住宅局建築指導課、日本建築主事

会議、(財)日本建築センター>

- ・冷間成形角形鋼管設計・施工マニュアル <(財)日本建築センター>
- ・建築物荷重指針・同解説 <(社)日本建築学会>
- ・鋼構造設計規準 <(社)日本建築学会>
- ・軽鋼構造設計施工指針・同解説 <(社)日本建築学会>
- ・鋼管構造設計施工指針・同解説 <(社)日本建築学会>
- ・鋼構造限界状態設計指針・同解説 <(社)日本建築学会>
- ・鋼構造座屈設計指針 <(社)日本建築学会>
- ・鋼構造塑性設計指針 <(社)日本建築学会>
- ・各種合成構造設計指針・同解説 <(社)日本建築学会>
- ・鋼構造接合部設計指針 <(社)日本建築学会>
- ・高力ボルト接合設計施工指針 <(社)日本建築学会>
- ・鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 <(社)日本建築学会>
- ・鉄骨鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説 <(社)日本建築学会>
- ・鉄筋コンクリート柱・鉄骨梁混構造の設計と施工 <(社)日本建築学会>
- ・小規模建築物基礎設計の手引き <(社)日本建築学会>
- ・建築基礎構造設計指針 <(社)日本建築学会>
- ・ステンレス建築構造設計基準・同解説 <(社)ステンレス構造建築協会>
- ・アルミニウム合金造技術基準解説及び設計・計算例<国土交通省国土技術政策総合研究所、独立行政法人 建築研究所、日本建築行政会議、(財)日本建築センター、アルミニウム建築構造協議会>
- ・アルミニウム建築構造設計規準・同解説<アルミニウム建築構造協議会>

(ろ)

2) 別添1の基準の令第八十二条各号及び令第八十二条の四の基準との同等性について評価を行う。(に)

**【判定基準】**

別添1の基準が令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算と同等に安全性を確かめることができるものであること。(に)

3) 法第六条の確認において必要な図書等の妥当性について評価を行う。(に)

**【判定基準】**

1. 建築物等の法第六条の確認において、法第二十条及びこれに基づく命令の該当部分に適合していることを確認するために必要な図書又は書類が適切であること。(に)

2. 別添2について、別添1における適用範囲及び各種仕様(構造耐力上主要な部分に使用する材料の規格等、平面・立面計画基準、基礎、耐力壁及び床等構造要素の仕様と配置ルール等)、並びに簡易な構造耐力要素の配置図及び構造計算に係わる各種諸数値の検定等の必要な事項が明記されていること。(は)(に)

4) 法第六条の確認における審査の容易性について評価を行う。(に)

**【判定基準】**

1. 建築物等の審査の方法が分かり易いものになっており、法第六条の確認における審査上の支障がないこと。(に)

2. 建築物等の審査の方法が、令第八十二条各号及び令第八十二条の四に定めるところによる構造計算の法第六条の確認における審査と同等であること。(に)

3. 別添2について、確認申請物件毎に別添1の適用範囲内であるか否か及び構造計算の内容として問題ないか否かを審査側が容易に判断できるよう構成されたものであること。(は)(に)

4. 別添2について、適切に運用できるよう記載方法、留意事項その他必要な事項が定められていること。(は)(に)

#### 第4条 性能評価書

性能評価書は、以下の項目について記述する。

- (1) 評価番号、評価完了年月日
- (2) 申請者名
- (3) 件名
- (4) 性能評価の区分 (は)
- (5) 性能評価をした構造方法の内容 (は)
- (6) 性能評価の内容 (は)
- (7) 評価員名
- (8) 評価結果 (確認申請書に添える図書から省略できるもの、施行規則第一条の三第一項第一号ロ(2)における性能評価された構造であることを確かめることができる構造計算の計算書) (は)
- (9) 別添 (別添1及び別添2) (は) (に)
- (10) その他評価過程で評価書に記述が必要と考えられる事項